

摂津市企業立地等促進制度の概要

- 摂津市では、市内の産業の振興及び経済の活性化を図るため、市外からの移転や市内で投資拡大を行う事業者に対し、奨励金を交付する制度を設けています。
- 一定の要件を満たす事業所の新設・建替・増設に伴い、新たに取得した土地・家屋・償却資産に課税される固定資産税納税額の1/2相当額(特例あり)を5年間、奨励金として交付します(賃貸施設の入居者は償却資産が対象)。
- 新たに「健都イノベーションパーク」における健康医療関連産業の集積を促進するため、レンタルラボやレンタルオフィスなど、賃貸施設の所有者も交付対象としました。

摂津市企業立地等促進制度の概要

対象	内容	備考
事業者	営利を目的として事業を営む法人(小売業等の事業を除く)	詳細は規則で規定
奨励金	◎固定資産税額の1/2を交付 ◎下記の特例償却資産の導入については、償却資産の固定資産税額の全額を交付 1...太陽光発電装置 2...事業所内保育施設 3...特例子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する認可を受けた施設) 4...その他事業環境の向上に資する償却資産として市長が適当と認めるもの	都市計画税は対象外 上限額は1事業者に付き年間1億円
支給期間	5年間(新たに固定資産税が課税された年度から)	
対象地域	工業地域・準工業地域・その他市長が認める地域	
土地	◎事業所の新設・増設に伴い新たに取得した土地に係る固定資産税が対象	
家屋 (事業所)	◎事業所の新設・建替・増設に伴い新たに取得した下記の家屋に係る固定資産税が対象 ①新設・建替した延床面積100㎡以上の家屋 ②増加した延床面積100㎡以上の家屋 ③健都イノベーションパークで健康医療関連の研究等を行う事業所に賃貸する延床面積100㎡以上の家屋	自己の事業に供するものが対象(健都イノベーションパークの賃貸施設を除く)
償却資産 (設備)	◎上記の要件を満たす事業所の新設・建替・増設に伴い、新たな家屋部分に設置した償却資産に係る固定資産税が対象 ◎上記以外の場合、新たに設置した取得額合計3,000万円以上の償却資産(特例償却資産は金額要件なし)に係る固定資産税が対象	借地は家屋と償却資産が、賃貸入居は償却資産のみが対象
施行	平成29年4月1日から平成33年3月31日まで(平成29年4月1日以降取得したものから適用)	

